

## 第56号議案

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月25日提出

亀岡市長 桂川孝裕

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 名称及び数量 | タブレット端末等 1,315台分   |
| 2 | 購入金額   | 金79,930,180円   |
| 3 | 購入先    | 京都府京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地 京都エクセルヒューマンビル<br>京都府市町村GIGAスクール共同事業体株式会社内田洋行ITソリューションズ<br>代表取締役 新家俊英 |
| 4 | 購入方法   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約  |

## 財産の取得について

- 1 名称及び数量 タブレット端末等 1, 315台分
- 2 購入金額 金79,930,180円
- 3 購入先 京都府京都市下京区五条通河原町西入本覚寺  
前町830番地 京都エクセルヒューマンビル  
京都府市町村GIGAスクール共同事業体  
株式会社内田洋行ITソリューションズ  
代表取締役 新家俊英
- 4 購入方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約
- 5 契約概要 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校における令和8年度新小・中学1年生用タブレット（iPad）等を1,315台分購入する。